

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（第3回）

における主な意見

<御発表>

野口委員「図書館・学校図書館における読書バリアフリーの推進に向けて」

- 近年、読書バリアフリーのニーズが高まっている。在宅の身体障害者数の割合は増加傾向にあり、特別支援教育を受けている児童生徒数も10年間で2倍に増加している。通常の学級で支援ニーズのある児童生徒の割合も増加している。
- 公共図書館における視覚障害者等へのサービスの現状としては、市区町村立図書館のうち3割は障害者サービス担当職員の配置が0人であり、障害者サービスに関する職員研修の受講実績がない図書館も5割弱であり、課題の1つとなっている。
- 障害者サービスに関する予算が0円という市区町村立図書館も6割近くあり、財政的な支援が必要である。
- 公共図書館におけるアクセシブルな書籍等の所蔵率については、市販されている種類の多い大活字本、LLブック、点字つき絵本の所蔵率が高い一方、各図書館で点訳、音訳等して製作する資料は非常に低い。ただし、サピエ図書館や国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスの活用によって全国での共有を積極的に行うことが有効なアプローチと考えられる。
- サピエ図書館と国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスのいずれも登録していない市区町村立図書館が8割を超える状況である。積極的な活用を支援することも求められるのではないか。同様に、点字図書館等との連携も促進する必要があるのではないか。
- 読書支援機器・読書支援用具等の整備状況や障害者サービスの実施状況については、市町村立図書館より都道府県立図書館の方が進んでいる。
- 各種サービスのうち、対面朗読サービスは7割近い図書館で取り組んでおらず、また、取り組んでいる図書館のうち4割の図書館で利用実績がなかった。このように実施と実績の乖離が非常に大きい理由は、当該サービスが当事者に周知されていないという課題の表れと考えられる。
- 学校図書館の現状は、学校司書の配置、特に特別支援学校の配置率が非常に低いことが課題であり、研修の実施・受講状況の低さも課題として挙げられる。
- 特別支援学校図書館における書籍等の所蔵状況も、学校図書館図書標準の達成率が低いことも大きな課題となっており、今後の支援が非常に重要となるが、公共図書館との連携が現状では4割程度であり、サピエ図書館等のサービスを把握していない学校も多い状況もある。
- 学校図書館の設置は義務となっているが、特別支援学校では教室不足等のために未設置と

なっている学校もある。

- 近年、日本の高齢化率も非常に高い割合となり、今後も上昇していく予測も出ている。このような中で、認知症・軽度認知障害者の割合も増加傾向にあり、教育も含めた各関連分野における総合的な取組も求められている。
- 外国籍の人への多文化サービスもニーズが高まってきている。外国籍の児童生徒数も15年で2倍に増加していることから、学校図書館においてもそのニーズが高まってきている。ICTを活用し、電子図書館で多言語の書籍を提供する図書館も見受けられる。その一方で、障害者サービスと同様、専門性のある職員の配置や他機関との連携等が課題として挙げられる。
- 電子図書館は、音声読み上げやアクセシビリティ対応の観点から、視覚障害者等に限らず、高齢者や外国籍の人へも有効であると考えられる。

緒方委員「特別支援学校における学校図書館の取組と今後の運営充実に向けて」

- 東京都立永福学園の学校図書館では、令和4年度に図書館を整備した。バリアフリーについてはまだ課題が残っており、蔵書も入れ替えたことから学校図書館図書標準より下回っているが、「読書センター」としての機能が充実したことにより、貸出しが3年間で30倍に増加した。一方、「学習センター」及び「情報センター」としての機能充実については今後の課題である。
- 東京都における取組としては、東京都子供読書活動推進計画に基づき、平成29年度から言語活動及び読書活動充実事業を実施している。
- 全都の特別支援学校向けの共通の図書管理システムが令和5年に全校に導入されたことにより、貸出しシステムの効率化が進んだ。
- 令和6年1月から特別支援学校間での図書の賃借が可能となり、互いの蔵書を有効活用することが進められているが、実際には宅配便等でのやり取りになることから、活用が進んでいない状況にある。また、東京都立図書館から特別支援学校向けの貸出し事業が試行実施され、令和7年度から全て都立特別支援学校を対象に実施する予定である。
- 教育委員会認定の研究会を立ち上げ、定期的に研究会を開催し、教育委員会事業の研究推進校の取組を紹介し、各学校図書館の課題について協議するなどの活動を行っている。研究会の参加校は年々増え、各学校へ情報を持ち帰って実践につなげている。このようにして、事業成果を広めていくための実践が重要であると考える。
- 特別支援学校における読書バリアフリーについては、障害種別に合わせ、複数の障害に対応する環境整備の促進が重要である。特に色覚異常者への表示色の配慮、病弱者等に対する感染予防対策、ユニバーサルデザイン化等が必要である。
- 特別支援学校における各種資料等の整備活用についても、障害種別に対応した各種資料の整備が必要であり、紙書籍・電子書籍等も含めてベストマッチングの整備が求められる。この実現のために、学校間、あるいは公共図書館との連携も期待される。

○特別支援学校における人的支援については、各障害のある児童生徒に対応できる学校司書の配置を促進し、ボランティア等を含む外部人材の養成等を進める必要がある。

＜意見交換＞

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

2. 多様な人々のための読書環境の整備

1 図書館資料、サービス、施設・設備の在り方

○障害者サービス用資料も含めて、どの資料を自館で収集するか、あるいは収集を他館等と協力して所蔵するかを、望ましい基準等に記述すると良いと考える。

○現行の望ましい基準において、「対面朗読」が「代読サービス」に変更され、障害者サービスの一種であることが分かりにくくなったことを踏まえ、そのサービス等が図書館において何を示すものかを政策資料等で記述すると良いと考える。

○サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用送信サービスを登録した後、その活用も課題である。また、支援が必要な当事者当のニーズ把握に努め、図書館サービスの内容や提供体制等の一層の充実を図る必要がある。

○外国語の絵本や書籍の活用が進んでいないと感じており、特に外国にルーツのある子供や親のために図書館の利用を促進する仕組みが必要である。

【学校図書館】

○学校で手厚いサービスを受けても、卒業後にそのサービスが受けられなくなることが無いよう、公共図書館でも同様のサービスを受けられることを周知することが必要である。

○普通学級の中にも特別な支援が必要な児童生徒がいて、これらの子供たちに対するアクセシブルな（書籍等による）支援ができることが今後重要と考える。支援の必要性について図書標準あるいは学校図書館ガイドライン等適切なところに明示できると良い。アクセシブルな書籍等に触れることで、児童生徒自身の障害を認識し、理解し、障害に今後対応できる体制整備が必要である。

○学校運営計画等の中に司書教諭や学校司書の役割を位置づけ、その内に読書支援等を必要とする児童生徒のニーズの把握をその役割として担えるようにできると良いのではないか。

○（読書バリアフリーの）課題としては、学校により格差があり、ICT機器があっても学校でのみの使用に限られている場合や、文字を読むアプリを入れる権限がなく使用できない場合もある。

【公共図書館】

○望ましい基準の中で障害者サービスに関する幅広い資料に関する記述としてアクセシブルな書籍及び電子書籍という記述を入れるべきではないか。

○病院、高齢者施設、矯正施設などの施設入所者等に対するサービスも望ましい基準の規定が必要ではないか。

- 多文化サービスに関して、資料提供にとどまらず、図書館施設を生かしたプログラム等を規定することが必要ではないか。
- 現行の望ましい基準の高齢者サービスは障害者と類似したサービスが載っている状況がある。現行の文言も必要だが高齢者一般も視野に入れたサービスを規定する必要がある。
- 電子書籍の配信サービスについては、発展途上である部分もあることから、望ましい基準に記載するかは検討の余地があると思う。

2 司書教諭・学校司書・司書等の人材の在り方

- 望ましい基準等において、職員の雇用形態にかかわらず職員研修受講の体制づくりに関する記述を入れられないか。また、オンライン研修の開催も有効である。
- 全ての図書館に障害者サービス担当職員を配置することを望ましい基準等で明文化した方が良い。
- 研修の重要性を徹底する必要がある。館長自らが研修を受講する、と踏み込むくらいがいいと考える。

【学校図書館】

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善につなげるために、専門的な視点でのカリキュラム・マネジメントや学校図書館活用計画等が作成できる司書教諭の養成、教育課程に即した必要な資料提供やメディアの活用方法を支援できる学校司書の養成が課題と考える。
- 学校司書もオンラインで研修に参加することを義務化する、ないしはガイドライン等で明文化することが必要ではないか。
- 多国籍の児童生徒は急増しており、その点で電子書籍の活用の可能性がますます高まっていると感じている。

【公共図書館】

- 障害者サービス担当職員向けの研修を各自治体で開催することは非常に重要である。ぜひ教育委員会等で取り組んでいただきたい。
- 図書館は障害者サービス（バリアフリー）の担当職員がいない。読書バリアフリーを広めるのはアウトリーチサービス、広報（メディア）の力が大きい。

3 資料やサービス提供等に係る関係機関との連携

- 図書館の中だけで広報していても、サービスを必要とする人まで届かない。自治体が積極的に図書館のサービス等を広報し、利用につなげていかないとならない。
- 図書館間の連携に加え、専門機関や担当の行政機関と連携してニーズを把握することがまずは重要ではないか。
- もっと多くの人に広く利用してもらうために、市役所や多種多様な機関と連携し、それらの受付等にアクセシブルな書籍等を展示し、受付に相談等に来た人々に声をかけて紹介し

てもらうなどを行うことで、サービスを必要とする人へサービスが届きやすくなるのではないかと考える。

【学校図書館】

- 学校内でも、校長や教職員に障害者サービスの必要性について理解があるかも鍵となるため、支援を必要とする児童生徒とその支援の必要性を学校図書館から周知することも必要ではないか。

【公共図書館】

- 障害者に図書館利用を周知するために、ボランティアや関係団体にもアプローチすることが必要である。

その他

【デジタル社会への対応】

- 公共図書館の電子図書館サービスを学校でも活用することを検討したが、学校図書館と公共図書館のシステムが異なることがその活用のハードルとなった。
- 地域のアーカイブ資料の活用を検討する中で公共図書館に問い合わせたところ、生涯学習課が担当であるとの回答が入り、公共図書館以外との連携へとつながる可能性が見えた。今後多くの教科で活用でき、探究学習につながることを期待している。

以上